明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

訓　令

地方入国管理局長
地方入国管理局支局長
地方入国管理局出張所長
地方入国管理局支局出張所長

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第12号の規定に基づき、主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年４月１日　法務大臣　谷垣　禎一

○法務省訓令第２号

主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令（平成13年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

本則中「第２条第11号、第12号、第12号の２」を「（昭和26年政令第319号）第２条第11号から第12号の２まで」に、「、第69条の２」を「及び第69条の２並びに」に、「第25条の３、第57条の２第２項及び第61条の２第８号、第15号」を「（昭和56年法務省令第54号）第25条の２、第57条の２並びに第61条の２第８号及び第15号」に改める。

第２号中「３級以上の入国審査官」を「２級以上の入国審査官にあっては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の４第１項又は第81条の５第１項の規定により採用されたものに限る。）」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省告示第一号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十八条第一項の規定に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準（平成二十四年内閣府、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

Ⅰ．の２．の（注２）中「有する事業」の下に「又は東日本大震災における原子力発電所の事故により風評被害を受けた事業」を加える。

○財務省告示第三号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和四十七年大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年四月一日　内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第十六号中１を削り、２を１とし、３から５までを１ずつ繰り上げ、同号６中「５」を「４」に改め、同号６を同号５とし、同号７を同号６とする。

別表第二オクラの項中「うるま市」の下に「、石垣市」を加え、同表肉用牛（子牛・肥育牛）の項中「子牛・」を削り、同表肉用牛（子牛）の項中「宮古島市」を「石垣市、宮古島市」に改め、「今帰仁村」の下に「、糸満市」を加え、同表に次のように加える。

ムヤム	豊見城市
アテモヤ	恩納村

○内閣府、財務省、経済産業省告示第三号

特定商取引に関する法律第六十一条第１項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する命令（平成十二年通商産業省令第二百十号）第三条第１項の規定に基づき認定した財団法人日本産業協会の名称に変更があったので、同条第十項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十五年四月一日　内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

一　変更後の法人の名称
　一般財団法人日本産業協会
二　変更の日
　平成二十五年四月一日

○金融庁告示第二十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十三条第二項の規定に基づき、平成十九年金融庁告示第九十号（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年四月一日　金融庁長官　畑中龍太郎

第二条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げる。

○金融庁告示第二十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、平成十九年金融庁告示第九十号（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年四月一日　金融庁長官　畑中龍太郎

第一条中第三十五号を次のように改める。

三十五　アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社

第一条中第四十二号を削り、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号から第六十五号までを一号ずつ繰り上げる。

○金融庁告示第二十三号

エイアイユー・インシュアランス・カンパニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項第一号の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月一日　金融庁長官　畑中龍太郎